

見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第7号

見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年見附市条例第18号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第2条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 音声データは、次のいずれかの方法による。

- ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
- イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第3条第1項において同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。）は、次のいずれかの方法による。

- ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
- イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録は、次のいずれかの方法によ

る。

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(写しの作成その他交付に要する費用)

第3条 条例第5条第2項に規定する費用は、次のとおりとする。ただし、写しの作成又は送付に特別の経費を要するときは、その実費額とする。

(1) 写しの作成に要する費用 日本産業規格A3判まで1枚あたり10円

(2) 写しの送付に要する費用 送料実費相当分

(3) 光ディスクその他電磁記録媒体により複製を作成する場合の費用 当該複製に要する実費相当分

(4) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第4条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第28条第4項で定める方法は、郵便切手で納付する又は郵便料金に相当する額を納付する方法とする。

(文書の様式)

第5条 法、令、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び条例の施行のために必要な文書の様式は、別で定めるもののほか、別表第1に掲げるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(見附市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 見附市個人情報保護条例施行規則(平成11年見附市規則第21号)は、廃止する。

別表第1（第5条関係）

様式番号	様式名	根拠規定
様式第1号	個人情報ファイル簿	法第75条第1項
様式第2号	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
様式第3号	委任状	令第22条第3項
様式第4号	保有個人情報開示決定通知書	法第82条第1項
様式第5号	保有個人情報不開示決定通知書	法第82条第2項
様式第6号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	条例第3条第2項
様式第7号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	条例第4条
様式第8号	保有個人情報開示請求事案移送書	法第85条第1項
様式第9号	保有個人情報開示請求事案移送通知書	法第85条第1項
様式第10号	意見照会書	法第86条第1項
様式第11号	意見照会書	法第86条第2項
様式第12号	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条第1項 又は第2項
様式第13号	反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書	法第86条第3項
様式第14号	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	法第87条第3項
様式第15号	保有個人情報訂正請求書	法第91条第1項
様式第16号	委任状	令第29条において準用する令第22条第3項
様式第17号	保有個人情報訂正決定通知書	法第93条第1項
様式第18号	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	法第93条第2項
様式第19号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	条例第6条第2項
様式第20号	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	条例第7条

様式第21号	保有個人情報訂正請求事案移送書	法第96条第1項
様式第22号	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項
様式第23号	提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書	法第97条
様式第24号	保有個人情報利用停止請求書	法第99条第1項
様式第25号	委任状	令第29条において準用する令第22条第3項
様式第26号	保有個人情報利用停止決定通知書	法第101条第1項
様式第27号	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	法第101条第2項
様式第28号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	条例第8条第2項
様式第29号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	条例第9条
様式第30号	諮問をした旨の通知書（審査請求人等）	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	

様式第2号

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 見附市長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり、保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>ア 市の事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <実施の希望日> _____</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p>

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p>
<p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票等を添付してください。</p>

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生）
 成年被後見人 任意代理人委任者

（ふりがな）

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第3号

委任状
(個人情報に係る開示請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報開示決定通知書

様

見附市長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（見附市長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 市役所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付の場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

※ 市の事務所において開示文書を閲覧する、又は開示文書の写しの交付を受ける場合は、この通知書を持参してください。

5 担当課

課 係 （電話 ）

保有個人情報不開示決定通知書

様

見附市長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり、全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担 当 課	課 係（電話 ）

- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（見附市長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号

第 年 月 日
号

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様

見附市長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年見附市条例第18号）第3条第2項の規定により、下記のとおり、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担 当 課	課 係（電話 ）

様式第7号

第 年 月 日
号

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様

見附市長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年見附市条例第18号）第4条の規定により、下記のとおり、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第4条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をす る期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行 い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定 等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課	課 係 （電話 ）

保有個人情報開示請求事案移送書

様

見附市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり、移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)
担当課	課 係 (電話)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

様

見附市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり、移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

担当課 課 係 担当者名 電話番号

様式第10号

第 号
年 月 日

第三者意見照会書
(法第86条第1項関係)

様

見附市長

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、下記のとおり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課)	課 係 (電話)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 1 1 号

第 号
年 月 日

第三者意見照会書
(法第 8 6 条第 2 項関係)

様

見附市長

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、下記のとおり、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課)	課 係 (電話)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第12号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先) 見附市長

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり、意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

様

見附市長

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により、下記とおり、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として(見附市長が被告の代表者となります。)、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

担当課	
課 係	
担当者名	
電話番号	

様式第14号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 見附市長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり、申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

(有 : 同封する切手等の額 () 円)
(無)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 見附市長

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、下記のとおり、保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

- | |
|--|
| 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () |

※ 訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

様式第16号

委任状
(個人情報に係る訂正請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報訂正決定通知書

様

見附市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担 当 課	課 係 (電話)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（見附市長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

様

見附市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、下記のとおり、訂正をしない旨の決定をしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担 当 課	課 係（電話 ）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（見附市長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第19号

第 年 月 日
号

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様

見附市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年見附市条例第18号）第6条第2項の規定により、下記のとおり、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担 当 課	課 係（電話 ）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様

見附市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年見附市条例第18号）第7条の規定により、下記のとおり、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第7条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	課 係（電話 ）

保有個人情報訂正請求事案移送書

様

見附市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり、移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
担当課	課 係 （電話 _____）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

様

見附市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり、移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

担当課 課 係 担当者名 電話番号

様式第 2 3 号

第 号
年 月 日

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

様

見附市長

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により、下記のとおり、訂正を実施しましたので同法第 9 7 条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担 当 課	課 係 (電話)

様式第 2 4 号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 見附市長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____

() _____

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり、保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

様式第 25 号

委任状
(個人情報に係る利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報利用停止決定通知書

様

見附市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担 当 課	課 係 (電話)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（見附市長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

様

見附市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、下記のとおり、利用停止をしないことに決定をしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課	課 係（電話 ）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（見附市長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様

見附市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年見附市条例第 18 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり、利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担 当 課	課 係（電話 ）

様式第 29 号

第 年 月 日 号

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

様

見附市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年見附市条例第 18 号）第 9 条の規定により、下記のとおり、利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 9 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	課 係（電話 ）

様式第30号

第 号
年 月 日

諮問通知書

様

見附市長

年 月 日付けの見附市長に対する審査請求について、見附市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により、下記のとおり、通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
担 当 課	課 係 (電話)